

平成二十二年四月二十八日提出
質問第四三三四号

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に係る外務省元官房長の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に係る外

務省元官房長の発言に関する再質問主意書

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされている、旧ソ連時代、一九八九年頃まで、在モスクワ日本国大使館で任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をルーブルで売却し、外貨に換金する裏金組織「ルーブル委員会」に関し、昨年十一月十日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七三第三七号。以下、「政府答弁書」という。）では「鳩山内閣発足後、外務省において、現在も外務省に勤務する関係者から改めて聞き取り調査を行った結果、『ルーブル委員会』という正式な組織の存在が確認されたわけではないが、両替が規制されていたソヴィエト社会主義共和国連邦時代の特殊な制度の下で、在モスクワ日本国大使館の一部の館員間でルーブルと外貨を必要に迫られて融通し合ったとの事実があったことが確認された。なお、これは、基本的には、同大使館を離任する館員が、手元に残ったルーブルを外貨に両替することが当時極めて困難であったため、必要に迫られて、互助的に館員間でルーブルと外貨を融通し合うというものであったが、ソヴィエト社会主義共和国連邦時代の末期には消滅したようである。御指摘の三名の外務省職員を含む関係者からの聞き取り調査を通じ、以上のことが把握されたものの、約二十年以上前のことであり、

関係者の記憶もあいまいであり、相反するものもあつたため、本件に関しこれ以上確定的に申し上げることが困難である。」との答弁がなされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第四〇三号）を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇七年五月二十五日の衆議院決算行政監視委員会で、塩尻孝二郎外務省元官房長はルール委員会について「質問書等で何回か答弁させていただいております。それからまた、繰り返しになりますけれども、御指摘の点につきまして、外務省として必要かつ適切な調査を行いました。しかしながら、そのような事実が確認されなかつたということでございます。」と答弁している。前回質問主意書で、「政府答弁書」では「『ルール委員会』という正式な組織の存在が確認されたわけではないが」とされているものの、当方がかねてより累次に渡り指摘をした様に、旧ソ連時代、在モスクワ日本国大使館員同士がルールを融通し合うという仕組みがあつたことが確認されたことにつき、右の答弁をした塩尻元官房長は現在の様な認識を有しているか、塩尻元官房長はどの様な根拠に基づき右で挙げた答弁をしたのか、その答弁は真実に沿つたものであり、国民の理解と信頼を得られるものであつたかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の者による御指摘の答弁は、当時、外務省が実施した調査の結果を踏まえて行われたも

のである。他方、鳩山内閣としては、同内閣発足後、外務省において、現在も外務省に勤務する関係者から改めて聞き取り調査を行い、その結果については、先の答弁書（平成二十一年十一月十日内閣衆質一七三第三七号）一から三までについてで答弁したところである。同答弁書で明らかにされた事実関係は、当初の調査を通じて明らかにされてしかるべきであつたと考える。」との答弁がなされている。岡田克也外務大臣として、右答弁にある「当時、外務省が実施した調査」についてどの様な見解を有しているか。岡田大臣として、右の調査は、徹底した十分なものであつたと認識しているか。

二 一の「当時、外務省が実施した調査」は、具体的にどの様な方法で行われたものであるのか、調査を担当した人物、場所、調査が行われた具体的な日にち等、詳細を岡田大臣は承知しているか。

三 塩尻元官房長は、一で挙げた二〇〇七年五月二十五日の衆議院決算行政監視委員会における答弁をするに当たり、一の「当時、外務省が実施した調査」について誰からどの様な説明を受けたのか明らかにされたい。

四 「前回答弁書」には「同答弁書で明らかにされた事実関係は、当初の調査を通じて明らかにされてしかるべきであつたと考える。」とあるが、過去に当方の質問主意書を受け、外務省において一の「当時、外

務省が実施した調査」が行われた際に、「政府答弁書」にある事実が明らかにされなかったのはなぜか。右は、そもそも「当時、外務省が実施した調査」なるものは行われていなかった、または、行われていたとしても、いい加減なものであり、誰一人正直に話をせず、嘘をついていたことが原因ではないのか。岡田大臣の見解如何。

右質問する。